

掛川市規則第 29 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴う
関係規則の整理に関する規則をここに制定する。

平成 26 年 9 月 30 日

掛川市長

(別紙)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部
改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(掛川市福祉事務所規則の一部改正)

第1条 掛川市福祉事務所規則(平成17年掛川市規則第69号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ア中「第6条第1項各号」の次に「及び同条第3項各号」を加え、同号イ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(掛川市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第2条 掛川市身体障害者福祉法施行細則(平成17年掛川市規則第85号)の一部を次のように改正する。

別表第1Aの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)」に改め、同表備考5(2)中「、第41条の19の3第1項及び第41条の19の5第1項」を「及び第41条の19の3第1項」に改める。

(掛川市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第3条 掛川市知的障害者福祉法施行細則(平成17年掛川市規則第86号)の一部を次のように改正する。

別表第1Aの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)」に改め、同表備考5(2)中「、第41条の19の3第1項及び第41条の19の5第1項」を「及び第41条の19の3第1項」に改める。

(掛川市母子保健法施行細則の一部改正)

第4条 掛川市母子保健法施行細則(平成25年掛川市規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表Aの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考2(2)中「、第41条の19の3第1項及び第41条の19の5第1項」を「及び第41条の19の3第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。